

確 認 書

年 月 日

千葉地方検察庁

検察官 検事

殿

弁護人

(印)

罪 名

被告人

上記被告人に対する頭書被告事件における証拠書類等の謄写に際し、下記の条件が付されることを確認しましたので、本書を提出します。

記

- 1 インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影はしない。
- 2 撮影に係るデジタルカメラ等記録媒体のデータを複写して更に別の記録媒体を作成し、又は、デジタルカメラ等記録媒体からパーソナルコンピュータのハードディスクに複写して記録するなどの一切の複写物作成はしない。
- 3 撮影に係るデジタルカメラ等記録媒体をインターネット等により外部に接続したパーソナルコンピュータ等に接続するなどインターネット接続可能な環境の下に置かない。
- 4 本件被告事件の弁護活動が終了した際は、デジタルカメラ等記録媒体の撮影に係るデータを責任を持って消去する。